



県章

# 山形県公報

平成28年6月10日(金)  
第2753号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 山形県水資源保全地域の指定……………(環境企画課) ……699
- 平成27年1月県告示第57号(山形県水資源保全地域の指定)の一部改正……………(同) ……700
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(地域福祉推進課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……701
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……702
- 地籍調査事業計画の決定……………(農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(村山総合支庁農村計画課) ……703

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正……………同
- 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正……………704

### 公 告

- 平成28年度自衛官候補生の募集……………(市町村課) ……705
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(情報企画課) ……706
- 県営住宅入居者の一般公募……………(最上総合支庁建築課) ……同
- 一般競争入札の公告……………(鶴岡工業高等学校) ……709

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第593号

山形県水資源保全条例(平成25年3月県条例第14号)第9条第1項の規定により、水資源保全地域を次のとおり指定する。

なお、関係図書は、環境エネルギー部環境企画課及び各総合支庁保健福祉環境部環境課並びに関係町役場において縦覧に供する。

平成28年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 大江町水資源保全地域
- (2) 区 域 森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める西村山郡大江町の森林の区域

- 2 (1) 名 称 飯豊町水資源保全地域  
 (2) 区 域 森林法第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める西置賜郡飯豊町の森林の区域

#### 山形県告示第594号

平成27年1月県告示第57号（山形県水資源保全地域の指定）の一部を次のように改正する。  
 平成28年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第2項第2号中「並びに」を「、72林班から75林班まで（森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める東置賜郡川西町の森林の区域に限る。）並びに」に改める。

#### 山形県告示第595号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成28年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
株式会社託人會 酒田市相生町一丁目6番11号	なでしこSHONAI福祉施設いろは 酒田市上本町7番24号	児童発達支援	平成28. 5. 27
株式会社託人會 酒田市相生町一丁目6番11号	なでしこSHONAI福祉施設いろは 酒田市上本町7番24号	放課後等デイサービス	同

#### 山形県告示第596号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成28年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
特定非営利活動法人なでしこSHONAI 酒田市相生町一丁目6番11号	特定非営利活動法人なでしこSHONAIドレミファさかた福祉施設いろは 酒田市上本町7番24号	児童発達支援	平成28. 5. 31
特定非営利活動法人なでしこSHONAI 酒田市相生町一丁目6番11号	特定非営利活動法人なでしこSHONAIドレミファさかた福祉施設いろは 酒田市上本町7番24号	放課後等デイサービス	同

#### 山形県告示第597号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

山形県立子ども医療療育センター庄内支所  
鶴岡市道形町49番21号

## 2 変更の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
山形県立総合療育訓練センター庄内支所	山形県立子ども医療療育センター庄内支所	平成28. 4. 1

### 山形県告示第598号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
有限会社フレンズ薬局	新庄市鉄砲町6番3号	平成28. 5. 25

### 山形県告示第599号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成28年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
サフラン薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	米沢市塩井町塩野1767番地の4	平成28. 5. 23
下島薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	米沢市通町四丁目7番30号	同

### 山形県告示第600号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
公益社団法人山形県柔道整復師会いなげ介護支援事業所  
山形市荒楯町一丁目12番30号

## 2 変更の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
社団法人山形県接骨師会いなげ介護支援事業所	公益社団法人山形県柔道整復師会いなげ介護支援事業所	平成26.11.8

## 山形県告示第601号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
公益社団法人山形県柔道整復師会いなげ介護支援事業所	居 宅 介 護 支 援	山形市荒楯町一丁目12番30号	平成28.4.30

## 山形県告示第602号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成28年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成28年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
山 形 市	大字渋江、大字漆山、大字若木、大字常明寺、大字古館、大字村木沢、飯塚町、藤沢川、大字下反田、大字上反田、大字門伝、大字柏倉、大字沼木、松栄、松栄一丁目及び松栄二丁目の各一部	国土調査法第9条の2第2項の規定による負担金の交付決定の日から平成29年3月31日まで
米 沢 市	大字李山の一部	同
鶴 岡 市	東堀越、木野俣及び菅野代の各一部	同
酒 田 市	北俣及び生石の各一部	同
上 山 市	鶴脛町一丁目、湯町、元城内、十日町、新湯、長清水一丁目、長清水二丁目、長清水三丁目及び石堂の各一部	同
長 井 市	成田、森、宮及び今泉の各一部	同
天 童 市	大字寺津の一部	同
尾 花 沢 市	大字中島、大字押切、大字鶴子、大字行沢及び大字上柳渡戸の各一部	同

南陽市	宮内の一部	同
大江町	大字勝生、大字小清及び大字沢口の各一部	同
最上町	大字満沢、大字月楯、大字向町、大字本城、大字黒沢、大字富澤及び大字大堀の各一部	同
川西町	大字下小松及び大字中小松の各一部	同
白鷹町	大字萩野の一部	同
飯豊町	大字萩生の一部	同

山形県告示第603号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営吉川地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年6月10日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営吉川地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
西川町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成28年6月16日から同年7月14日まで
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

選挙管理委員会関係

告示

山形県選挙管理委員会告示第22号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年6月10日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

1 病院の項の表中 「酒田市高砂二丁目1-64」 を 「酒田市浜松町1番7号」 に改

め、2 老人ホームの項の表中

シニアライフサポートマンション瑞徳の郷西館	〃 〃	を  に改める。
シニアライフサポートマンション瑞徳の郷西館	〃 〃	
ユニット型特別養護老人ホーム桃寿荘	〃 梳代字桃平123番地	

**山形県選挙管理委員会告示第23号**

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

平成28年6月10日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷 誠

「 〃 アクティー米沢

「 〃 アクティー米沢」を 〃 塩井町住宅集会所 に、  
〃 窪田町住宅集会所」

- 「 〃 鶴岡市藤島南部地区構造改善センター  
〃 鶴岡市藤島体育館  
〃 鶴岡市榎引農村環境改善センター を 「 〃 鶴岡市藤島体育館  
〃 鶴岡市朝日山村開発センター大集会室 〃 鶴岡市榎引農村環境改善センター」 に、  
〃 大綱防雪センター研修室 」
- 「 〃 鶴岡市鼠ヶ関青少年海洋センター  
〃 越沢基幹集落センター  
〃 山五十川多目的研修集会施設  
〃 木野俣集落センター  
〃 温海川農業者健康管理施設  
〃 小国山村振興センター  
〃 小名部構造改善センター を 「 〃 木野俣集落センター  
〃 安土構造改善センター 〃 温海温泉林業センター」 に、  
〃 温海温泉林業センター  
〃 峠ノ山集落センター  
〃 鍋倉集落センター  
〃 戸沢林業集落集会施設  
〃 関川しな織センター  
〃 温海漁村センター 」

「 // 鶴岡市西郷地区農林活性化センター」を  
 // 鶴岡市由良コミュニティセンター  
 // 鶴岡市藤島地区地域活動センター  
 // 鶴岡市東栄地区地域活動センター  
 // 鶴岡市八栄島地区地域活動センター  
 // 鶴岡市長沼地区地域活動センター  
 // 鶴岡市渡前地区地域活動センター  
 // 鶴岡市手向地区地域活動センター  
 // 鶴岡市泉地区地域活動センター  
 // 鶴岡市広瀬地区地域活動センター  
 // 鶴岡市羽黒四小地区地域活動センター  
 // 鶴岡市朝日中央コミュニティセンター  
 // 鶴岡市朝日南部コミュニティセンター  
 // 鶴岡市朝日東部コミュニティセンター  
 // 鼠ヶ関公民館  
 // 山五十川公民館」に、

「 // 酒田市飛島コミュニティセンター  
 // 酒田市観音寺コミュニティセンター」を「 // 酒田市飛島コミュニティセンター」に、

「 // 東根市さくらんぼタントクルセンター大ホール」を  
 「 // 東根市さくらんぼタントクルセンター大ホール  
 // 東根市神町防災センター」に、「真室川町差首鍋地区生活改善センター」を「真室川町差首鍋地区生涯学習センター」に改める。

## 公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官候補生の募集を次のとおり行う。

平成28年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集期間等

募集種目	募集期間	試験期日	試験の概要	試験場の位置	試験場の名称	採用時期
自衛官候補生 （男子）	平成28年6月13日（月）から同年7月15日（金）まで	平成28年7月24日（日）	筆記試験 適性検査 口述試験 身体検査	東根市	陸上自衛隊神町駐屯地	平成28年8月下旬

2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地为管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部（電話023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県企画振興部市町村課（電話023(630)2075）に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県基幹高速通信ネットワーク情報セキュリティ強靱性向上のためのハードウェア等賃貸サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県企画振興部情報企画課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3198
- 3 落札者を決定した日 平成28年5月2日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額 35,787,096円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成28年3月22日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成28年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子



1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃					敷金	摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者			収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営若葉東アパ ート2号	新庄市金沢1281 -4	3DK	63.5	2	一般用	15,700 円	18,200 円	20,800 円	23,500 円	26,800 円	30,900 円		

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合
- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
  - a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
  - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
  - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
- (ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成28年6月15日から同月21日まで（土曜日及び日曜日を除く。）（受付時間 午前9時30分から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成28年6月21日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

新庄市金沢字大道上2034

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産最上事務所

## 5 入居の時期 平成28年8月（上旬）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立鶴岡工業高等学校教育用電子計算機組織の賃貸借サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改定する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年6月10日

山形県立鶴岡工業高等学校長 阿 部 進

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 鶴岡市家中新町8番1号 山形県立鶴岡工業高等学校視聴覚室（2階）
- (2) 日時 平成28年7月20日（水） 午前11時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量  
山形県立鶴岡工業高等学校教育用電子計算機組織の賃貸借サービス 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成28年9月1日から平成33年8月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち7箇月分に相当する金額により行う。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち7箇月分に相当する金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成28年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成28年2月16日付け県公報第2722号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 当該賃貸借物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績があることを証明できること。
- (5) 当該賃貸借物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (6) 9の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様、特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。  
イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。  
ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。  
ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。  
ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。  
ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
鶴岡市家中新町8番1号 山形県立鶴岡工業高等学校事務室  
電話番号 0235(22)5505
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県立鶴岡工業高等学校事務室で交付するほか、山形県のホーム

ページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書2の(1)、(2)に記載した特定役務の仕様に適合するものとして作成した競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書、応札物品仕様書及び3の(4)、(5)に係る証明書（以下「仕様書等」という。）を平成28年7月6日（水）午後4時までに山形県立鶴岡工業高等学校事務室に提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)、(2)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be procured: Lease service of a computer for Yamagata Prefectural Tsuruoka Technical High School: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 11:00A. M. September 20, 2016
- (3) Contact point for the notice: Yamagata Prefectural Tsuruoka Technical High School, 8-1 Kachuushin-machi, Tsuruoka-shi, Yamagata-ken 997-0036 Japan TEL 0235 (22) 5505

正 誤

発行年月日	県公報 番号	ページ	行	誤	正
平成28. 4. 1	号外(10)	5	29	「寄宿舍指導員」を「寄宿舍指導員、栄養専門員」に	「、寄宿舍指導員」を「、寄宿舍指導員、栄養専門員」に